

Title	日本国内の母語・継承語教育の現状：マイノリティ自身による実践
Author(s)	松本, 一子
Citation	母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB) 研究. 1 P.96-P.106
Issue Date	2005-03-31
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/25036
DOI	
rights	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

調査報告

日本国内の母語・継承語教育の現状—マイノリティ自身による実践

An Overview of Mother Tongue/Heritage Language Education: Programs Organized by Minority Groups in Japan

松本一子(愛知淑徳大学非常勤講師)

Mkazuko22@aol.com

要約

日本で、日本語を母語としない子ども達への母語・継承語教育は、どのような状況で続けられているのか。多言語環境にある子ども達が増加し続ける一方、滞在が長期化しているため、子ども達をとりまく状況の多様化が進んでいる。母語による教育を望む子ども達の選択肢は広がっているのか、多言語を育てる環境は整ってきているのか、マイノリティ自身が組織しているさまざまな実践例を紹介しながら現状を整理したい。

1. はじめに

多言語環境の子ども達には、就労のために来日した家族、中国帰国者の家族、難民として来日した家族、留学のために来日した家族、国際結婚の家族などさまざまな背景がある。日本での滞在が長期化したり、帰化したりすると、子どもの母語(「初めて覚えたことばで、今でも使えることば」中島 2003)はどんどん弱くなってしまいうため、母語を育て、保持しようとするさまざまな試みが展開されるようになった。本論では、日本語を母語としないマイノリティ自身が組織しているさまざまな実践例を整理してみたい。

マイノリティの立場の母語・継承語¹教育は、経済的に弱い立場の人々が小さなコミュニティの中で出身国の支援も日本の支援もない状態で続けられている場合が多い。帰国を前提にして外国人学校で母語による教育を受ける人、日本の学校に通いながら母語を忘れないために通信教育を利用したり、放課後や週末に母語教室に通ったりしながら母語を学ぶ人などさまざまである。外国人学校も設立経緯の異なるものが数多くあるが、本論では、歴史が浅く全国的な調査も実施されていない、1990年代以降急増した南米系の子ども達の学校や教育環境を中心にとりあげたい。しかしながら、紹介する事例は、筆者が1993年から少しずつ始めた聞き取り調査によるものであるため、文字化した直後に変容している場合もあることをお含みおきいただきたい。

2. 外国人学校での母語による教育

外国人学校には、アジア系（朝鮮学校、韓国学園、中華学校など）、欧米系（インターナショナル・スクールなど）、南米系（ブラジル人学校、ペルー人学校）など数多くの学校があるが、設立経緯や法的な位置づけはさまざまである。韓国学園の一部は、学校教育法による一条校として認可されているが、外国人学校のほとんどが各種学校であり、ブラジル人学校やペルー人学校は各種学校ですらなく、個人塾や有限会社、NPO 法人といった状況である。したがって、外国人学校への税制上の優遇措置や外国人学校卒業者の大学入学資格も学校間格差があり、さまざまな課題を抱えてはいるが、母語による教育を望む子ども達の選択肢は広がっている。

アジア系・欧米系の学校については既に多くの報告がなされ、ウェブサイト上に各学校による詳細な紹介もあるため、ここでは簡単に触れておきたい。

2.1 アジア系：朝鮮学校、韓国学園、中華学校

2004年現在、日本には朝鮮学校 77 校²、韓国学園 4 校³、中華学校 5 校⁴があり、それぞれ民族教育を柱にしたカリキュラムが作成されてきた。しかし、いずれも当初の帰国を前提にしたものから、日本をはじめ世界で活躍する有能な人材の育成をめざすものに変容してきている。カリキュラムに占める母語と日本語の割合や、母語と日本語・英語の割合も大きく変わり、二言語教育・三言語教育を充実させる内容になってきている。

2.2 欧米系：インターナショナル・スクール

日本で英国式の教育やアメリカ式の教育を受けさせるために設立された学校や、多国籍の子ども達に対して、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどのカリキュラムを取り入れて教育する方針の学校などがあるが、使用言語は英語中心である。欧米の評価機関 WASC⁵、ECIS⁶、ACSI⁷による認定を受けているインターナショナル・スクール（16 校⁸）や国際バカロレア事務局の認定⁹を受けているところがある。

2.3 南米系：ブラジル人学校、ペルー人学校

ブラジル人学校、ペルー人学校ともに設立目的は、将来、出身国に帰国した時、学校の授業についていけるようにするため、そして、それぞれのアイデンティティの確立に

寄与するためである。しかし、日本の学校文化に馴染めないとか、日本の学校の授業にはとてもついていけないという理由で、日本の学校から転校してくる子ども達のかげがえのない学びの場にもなっている。

2.3.1 ブラジル人学校

ブラジル人学校は、1995年頃からブラジル人の集住地域を中心に設立され始めた。Associacao das Escolas Brasileiras no Japao (日本・ブラジル学校協会)¹⁰の報告によれば、2004年3月現在、全国でブラジル人学校は63校あり、そのうちブラジル教育省から「認可」¹¹されているのは33校(ブラジル大使館調べ)である。

ブラジル本国の教育機関の日本校(有限会社)もあるが、個人塾を拡大したもの(個人経営や有限会社)や派遣会社が経営する学校などで、日本・ブラジル両政府からの財政支援はない。義務教育(8年)のうち1~4年生までと託児所を併設した学校、1~8年生までと託児所併設の学校、さらに高校課程まで設置している学校など、経営規模はさまざまである。

全日制の学校は少なく、ほとんどが二部制¹²で、教員はブラジル本国の教員免許取得者である。ブラジルの教育基本法に基づいてカリキュラムを作成し、年間の授業日数は200日以上、授業時間数は800時間以上ある。日本語・日本文化の授業は「認可」の条件にあるため、週に1~2時間実施しているところが多い。特別授業は、パソコン、空手、柔道、カポエイラ¹³、ダンス、いけばな、書道などがある。

日本の学校に通う子ども達のために、一部の学校では放課後や週末にポルトガル語の授業を提供している。日本の学校に通う子ども達は、日本語の授業を受けて日本語が堪能になるにつれてポルトガル語を忘れてしまったり、日本生まれで自分の名前すらポルトガル語で書けなかったり、話せなかったりするため、ポルトガル語をしっかりと身に付けさせたいと願う親が多い。こうした要望にこたえたポルトガル語の授業は、愛知県では9校あるブラジル人学校のうち、3校でしか実施されていない。

授業料(25,000~40,000円。もともと高額なため、設立以来据え置かれているところが多い)、送迎代(5,000~12,000円)、教科書代、制服代などで、一ヶ月30,000~55,000円程かかるため親の負担は重い。しかし、学校経営の収入源はこうした授業料等のみで、ブラジル本国や日本の政府による財政援助はない上、家賃・人件費・送迎バスの維持費などの支出が多く、授業料の滞納や生徒数の増減が多いため収入が不安定で、経営基盤は弱いところが多い。また、日本のブラジル人学校は、子どもの転出入がブラジル人学

校間だけでなく、日本の学校からの編入、ブラジル本国からの編入、ブラジル本国へ一時帰国後の再編入（一時帰国中、ブラジル本国では通学していない場合がある）のようにさまざまで、子ども達の学習歴が多様なため教室運営が難しいという問題も抱えている。そのうえ、生徒数の少ない学校では、複数学年を集めた複式学級で指導することも珍しくなく、高い指導力が求められる。しかし、教員は、出稼ぎで来日し工場で働いている元教員を対象にした狭い範囲内での募集のため、レベル差があり、ブラジル本国での状況との違いなどから定着率も低い。

2.3.2 ペルー人学校

ペルー人学校は、二校とも全日制で1999年7月（伊勢崎市）と2003年2月（浜松市）に設立された。ペルー人コミュニティはブラジル人のコミュニティに比べて小さいため、いずれも幼稚園から高校生まで合わせても40名に届かず、複式学級で運営している。ブラジル人学校が各学校で独自に教科書を採択しているのと異なり、ペルー人学校はペルー教育省に認可された通信教育（3.1参照）の教材を使用している。

日本語の授業は、伊勢崎市の学校では週1回（小学生低学年75分・高学年90分・中学生3時間）、浜松市では週5日（各90分）行われている。

浜松市のペルー人学校は、給食費を含む授業料（30,000円）、送迎代（距離別負担）で、一ヶ月40,000円程度になる。家賃・人件費・送迎バスの維持費が高額である上に、在籍数が少ないため経営は厳しく、専従職員がボランティアを申し出て、経費節減に協力している。日頃から経営者が、学校運営の重要性と経営の厳しさを市や県に訴え、NPO法人の登録申請をして事業内容をオープンにした。2004年6月にNPO法人に認可され、2005年3月には南米系外国人学校で初めての各種学校に認可される予定である。各種学校に認可されれば、税制上の優遇措置や、浜松市からの助成金などの財政的支援が可能になり、授業料の軽減も期待されている。

2.4 その他：フィリピン人学校

正規の在留資格を持たない親のもとに生まれ、日本の学校に行けないフィリピン人の子ども達のために、1998年4月に日本聖公会の教会施設を利用して設立された。月～金の10:00～14:30までフィリピン語・日本語・英語で学習している¹⁴。フィリピン語は、将来帰国する可能性が大きいいため帰国後の生活や就学に支障が出ないようにするためであり、保護者とのコミュニケーション能力を高めるためでもある。英語は、フィリピン

語とともにフィリピンの公用語であるためであり、日本語は、日本での生活に支障がないようにするためである。フィリピンの公立小学校で使用されている教科書をベースに、フィリピンの基礎カリキュラムと日本の教育内容も参考にしながらカリキュラムが作成されている。保護者が不安定な雇用状態であるため、授業料の20,000円が払えない子ども達も多く、2001年に1月には学校を支援する会も発足した。設立以来6年間で、100人程の登録者があったが、30人程が帰国した。常時20人程の5歳から13歳くらいの子供も達が学んでいる。子ども達の年齢と学習レベルを考慮して3クラスに編成し、2人のフィリピン人教員と10数人の日本人ボランティア(元教員を含む)が指導にあっている。

3. 日本の学校に通いながら母語を学ぶ事例

3.1 ペルーの通信教育

ペルー教育省に認可された通信教育は1994年に創設された。子ども達が日本滞在中に、ペルー教育省公認のユニオン学校が作成した教材を利用して通信教育で学び、帰国後の学習がスムーズに進むようにと考案された。当初、CONVENIO DE COOPERACIÓN KYODAI(キョーダイ)とCOOPSE LA UNIÓN(ラ・ユニオン協同教育サービス)とが協力してLA UNIÓNという通信教育をはじめたが、ペルー教育省の新しいカリキュラムにあわせて2002年5月から、それぞれが独自に通信教育プログラムを提供するようになったため、PEAD(PROGRAMA DE EDUCACION A DISTANCIA) UNIDOS(ウニドス通信教育)とPEAD LA UNIÓN(ラ・ユニオン通信教育)という二つの通信教育プログラムが生まれた。

CONVENIO DE COOPERACIÓN KYODAI(キョーダイ)によれば、通信教育は自宅で受けることができ、各学年9ヶ月から12ヶ月かけて国語・算数・理科・社会を学び、学習内容が難しいところは手紙や電話で相談することができる。年3回ある試験の答えは、ペルーに送って添削して返送される。学年末にある年度末試験に合格(ペルーで審査)すれば次の学年へ進むことができるが、ペルーの義務教育は初等教育6年・中等教育5年で合計11年あるため長期間の受講になる。受講料は、年額一括払いで50,000円、9回分割払いで55,000円である。

二つの通信教育プログラムが提供されるようになった時期から、こうした教材を使い、平日や週末に生徒を集めて通信教育の学習を進める補習塾が増えてきている。通信教育

は、教材は手軽に入手できるが、教師がいないため教師役が必要なこと、日本の学校に通いながら通信教育を続けるには日本の学校と両立させる動機付けが必要なこと、子どもに合ったカリキュラムが必要なことなど継続するのは難しい。教師役の親は不可欠だが、補習塾は、教師役の親を手助けする役割を担っている。

3.2 放課後や週末の母語教室

3.2.1 B ブラジル人学校のポルトガル語教室（毎日・週3日・週末）

このブラジル人学校は全日制（8：30～3：30）の学校で、日本の学校に通う子ども達のためのポルトガル語教室は4：30～6：30までレベル別に「入門クラス」と「1～4年生クラス」の二クラスを開設している。毎日のコースと週3回のコースがある。週1回と2回のコースもあったが、学習の効果をあげるために週3回コースに統合した。帰国の準備としてポルトガル語だけでなく全教科教えてほしいという親の要望で、4：30～5：30にポルトガル語、5：30～6：30に算数、理科、社会（ブラジルの歴史）を曜日ごとに替えて教えている。家庭での使用言語がポルトガル語の子どももいるが、日本語しか話せない子どもが増えているため、ポルトガル語のわからない子ども用の教材作りに時間をかけている。特に「1～4年生クラス」は、日本の小学校に在籍する3～6年のさまざまなレベルの子ども達に教科を取り入れた内容をどう教えるかという難題を抱えている。少人数クラスでも、メンバーの転出入にも対応しなければならない。全日制のクラスで使用している教科書では難し過ぎるため、オリジナル教材を作成中である。

また、週末（土曜日）には遠方の子どもの通える半日コースと一日コースがある。8：30～12：00は「入門クラス」と「5～8年生クラス」、1：00～5：00は「入門クラス」と「1～4年生クラス」、一日コースは「入門クラス」で親が仕事でいない子ども達のために託児を兼ねている。どのクラスもさまざまな年齢層の子ども達で構成されているが、全日制のクラスで使うポルトガル語のテキストを活用している。

3.2.2 C 塾のポルトガル語教室（毎日）

団地内の自宅を開放してポルトガル語教室を週5日（2：00～5：00）開いている。受講生を友人・知人の6歳～14歳までの子ども20人以内に限定し、毎日迎えに来る親と話し合いができる親しい関係にある。5時を過ぎても、共稼ぎの親の帰宅時間まで面倒を見てもらえるため、学校の宿題を片付けたり、読書したり、おもちゃで遊んだりして過ごすことができる。受講生全員が日本の学校に通っており、3年生でアルファベットか

ら学び始めた子どももいれば、年齢相応の学年のポルトガル語の教科書で学習している子どももいる。

5歳で来日後、日本の保育園に通い、小学校2年生からポルトガル語塾に通い始めた通塾7年目になる最古参の中学2年生は、8年生のポルトガル語の教科書を学習中である。算数や理科などの教科書をポルトガル語で学習したことはないが、新聞やテレビの報道には不自由しないレベルに達している。ブラジルにいつ帰国するかは未定だが、いつ帰国しても困らないようにすることが目標になっている。

3.2.3 D ブラジル人学校のポルトガル語教室 (週末)

このブラジル人学校は二部制(8:30~12:30, 13:30~17:30)の学校で、日本の学校に通う子ども達のために土曜日の13:30~17:30まで「ポルトガル語入門クラス」、「ポルトガル語1~2年生クラス」、「スプレチーボ対策クラス」を開設している。「ポルトガル語1~2年生クラス」は、ブラジルの地理や歴史を取り入れたポルトガル語学習になっている。

「スプレチーボ対策クラス」は9月からエザミ・スプレチーボ実施時期まで開催されるもので、初等部と高等部の時間割が用意されている。初等部(15歳以上)は、第1土曜(理科・数学)、第2土曜(歴史・地理)、第3土曜(ポ語・数学)、第4土曜(ポ語・外国語)、高等部(18歳以上)は、第1土曜(ポ語・外国語)、第2土曜(数学・自然科学)、第3土曜(数学・ポ語)、第4土曜(人文科学)である。

エザミ・スプレチーボは、1999年から毎年1回実施されている修了資格認定試験で2004年までに合計約7,600人(ブラジル大使館調べ)が受験しており、初等教育課程(8年)修了証書、中等教育課程(3年)修了証書を取得できる。第6回は2004年10月23・24日に太田・横浜・浜松・鈴鹿で実施された。初等教育課程や中等教育課程の途中で来日した人達が、帰国に備えて複数年かけて全教科の及第点を取り、修了証書を取得しているが、「スプレチーボ対策クラス」はそうした要望にこたえるものである。

3.2.4 同源中文学校 名古屋校 (週末の中国語補習塾)

自分の子どもの中国語教育にふさわしい場がなかったため、孫江氏が日本で暮らす子どもが中国語を忘れず、中国人としてのアイデンティティを保持することをめざして1999年に設立した。東京で知人が経営している学校の経営方法や教材などを参考にした。

市の施設を借りて、毎週土曜日9:15~12:30、中国語(1時間半)、英語(1時間)、美術(45分)を中国語教師2人、英語と美術の教師各1人で指導している。美術は教科

の学習の合間に頭を休め、美的感覚を育てる目的がある。

6歳から13歳までの48人の子どもが中国語のレベルにより、小（小1のテキスト）・中（小2のテキスト）・大（小3のテキスト）のクラスに分けられ、中国国家教委指定教科書を使って学習している。1週間分の宿題を含む1ヶ月分の中国語の学習内容が配布されるため、親が学習内容を把握できる。宿題は毎週提出し、翌週返却されるため、宿題ノートを2冊用意している。中国で長年教師経験のある教師による授業は、工夫された構成で、子ども達も集中して受講している。設立当初は小1レベルと小2レベルの2クラスだったが、学習を継続する要望に応じて小3レベルが増設された。

保護者は、当初ほとんど留学生だったが、中国帰国者・国際結婚家族なども増えて多様になり、帰化した人・永住資格をとった人が多い。台湾出身者は25%を占めるようになった。

日本滞在が長く、親が中国語で話しかけても日本語で応えるようになった子どもの中国語力を心配して入塾させる場合が多い。来日直後は早く日本語に慣れさせようと、家庭でも日本語を話すようにしていたことを後悔し、第二子は早々と補習塾に入れた親もいる。毎週子どもの送迎する親達が、情報交換したり、連帯感を強めたりする場にもなっている。

3.2.5 親のグループによるスペイン語教室（週末）

学校の巡回指導員をしていたペルー人と、小学生の時に来日後、日本の教育を受け、日本の大学院生になったペルー人とが出会い、子ども達の日本語とスペイン語の両方の学習補助をはじめた。ペルー人の親や地域の日本人ボランティアに協力を広く呼びかけたところ、スペイン語教室がさまざまな活動のネットワークに広がった。

子ども達の母語喪失に危機感を持った親達がグループを作って啓蒙し合い、子ども達と時間を共有することから始めた。子ども達が日本語もスペイン語も大事だと考える場を親達が提供している。

4. おわりに

主に第2言語による教育が始まると、若い世代の母語軽視が始まり、やがてそれが母語の衰退、消滅につながる。日本でもほとんどの教科を英語で行う学校が各地に誕生し始めて、注目を集めているが、強い言語を身につけることばかりに目を奪われている人

達には、弱い母語保持の重要性に対する意識は希薄である。しかし、私達が母語でコミュニケーションをとる権利を言語権として尊重しなければ、弱い言語を母語とする人達を圧倒的に不利な状況に追いやることになる。母語はアイデンティティーの根幹を成すものである。日本人が日本人として、ブラジル人がブラジル人として誇りを持つためには、自らの母語に誇りを持たなければならない。

外国人の子ども達への母語教育の重要性を日本人が認識するためには、日本人自身が、自らの母語を含めて、言語の多様性を世界が継承した貴重な財産として尊重する必要がある。その意味で、外国人の子ども達への言語教育のあり方を考えることは、とりもなおさず、私達の言語教育を考えることに他ならない。

-
- 1 「heritage language の日本語訳」(中島 2003)
 - 2 朝鮮学校一覧, リンク集 : <http://www.jade.dti.ne.jp/~fchouko/link.html>
 - 3 東京韓国学校 : <http://www.tokos.ed.jp/>
 京都国際学園京都国際中学校・高等学校 : <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kkgakuen/>
 白頭学院 建国幼・小・中・高等学校 : <http://www.keonguk.ac.jp/>
 金剛学園小・中・高等学校 : <http://www.kongogakuen.ed.jp/>
 - 4 横浜山手中華学校 : <http://www.yokohamayamate-chineseschool.ed.jp>
 東京中華学校 : http://www.tcs.or.jp/school_history.html
 神戸中華同文学校 : <http://www.tongwen.ed.jp/home/toppage.html>
 横浜中華学院 : <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~yocs/>
 - 5 アメリカ西部地域や東アジア等に所在する学校を認定する機関 (Western Association of Schools and Colleges)
 - 6 特定の国を対象とせずインターナショナルスクールを対象に認定する機関 (European Council of International Schools)
 - 7 キリスト教学校を対象に認定する機関 (Association of Christian Schools International)
 - 8 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/09/03092001.htm
 - 9 個々の国の教育制度に依存しない大学入学国際資格で、スイスの国際バカロレア機構の定める教育課程を修了すると得られる資格
 - 10 Associacao das Escolas Brasileiras no Japao は、略して「AEBJ」と呼ばれている。2001年3月にブラジル人学校13校で設立。2004年8月現在35校が参加。参加校から毎月会費を徴収し、月1回例会を開催。ブラジル大使館やブラジル教育省とも連携し、経験・知識・情報の交換、教員のレベルアップのプログラム提供、学校間のスポーツ交流などの事業が盛り込まれている。
 - 11 2000年3月に7校が初めて「認可」された。「認可」の手続きに必要なことは下記の

通りである。日本語訳は、「認可」されたブラジル人学校の校長先生の他に複数の日本語が堪能なブラジル人から聞き取ったものを筆者がまとめたものである。

1. 学校設立にあたって、日本の文部省の許可をもらっていること。
 2. 1の許可を得た後、教育計画を立てること。その際に以下の条件を満たすこと。
 - a. 何を教えるかはブラジルの教育制度に則してつくること。日本語・日本文化の授業を取り入れること。
 - b. ブラジルの法律に則した学校運営・学校規則をつくること。
 - c. すべての教員・職員の資格を証明すること。
 - d. 学校の教室・実験室・運動のためのスペースなどの施設・設備の配置図をつくること。
 3. 東京のブラジル大使館に書類を提出すること。その後、国家教育審議会の基礎教育委員会（CNE/CEB）で審査される。
- 12 ブラジル本国では、私立は全日制のところもあるが、学校数が子どもの数より少ないため、学校を午前・午後に分けたり（二部制）、午前・午後・夜に分けたり（三部制）している。日本でもブラジル本国と同様の形態をとっている。
- 13 アフリカからブラジルへ連れてこられた奴隷たちが、格闘技をカモフラージュするために音楽にあわせてダンスのような形態にして練習していたのが元になったスポーツといわれている。

14

	月	火	水	木	金
1	社会科	算数	英語	フィリピン語	宗教
2	フィリピン語	フィリピン語	理科	フィリピン社会	フィリピン語
昼休み					
3	英語	芸術・体育	家庭科	算数	英語
4	算数	日本語	家庭科	英語	日本語

引用文献

中島和子(2003)「問題提起『JHLの枠組みと課題—JSL/JFLとどう違うか—』」,『母語・継承語・バイリンガル教育研究』プレ創刊号,母語・継承語・バイリンガル教育研究会

参考文献

- 特定非営利活動法人多文化共生センター・東京21(2003)『東京都23区の公立学校における外国籍児童・生徒の教育の実態調査報告2002年VOL.3』
- 今津孝次郎・松本一子編(2002)『東海地域の新来外国人学校 増補改訂版』名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育社会学研究室
- 宋英子(2000)「在日朝鮮人の子どもの日本語による教育からの乗り越え」山本雅代編著『日本のバイリンガル教育』明石書店
- 中島智子(1998)『多文化教育—多様性のための教育学』明石書店